

令和4年9月県議会定例会

# 香川県財政健全化判断比率等報告書

香 川 県

## 目 次

I 令和4年度 健全化判断比率報告書 .....	1
II 令和4年度 資金不足比率報告書 .....	2
(参考)	
I 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要 .....	3
II 健全化判断比率等の算定 .....	4

# I 令和4年度 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告する。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本県の健全化判断比率	—	—	9.5	174.5

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」を記載

早期健全化基準	(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)
財政再生基準	(5.00)	(15.00)	(35.0)	

## Ⅱ 令和4年度 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく公営企業の資金不足比率について、次のとおり報告する。

（単位：％）

公 営 企 業 会 計 名	資金不足比率
香川県立病院事業会計	—
香川県流域下水道事業会計	—
臨海工業地帯造成事業特別会計	—
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	—
内陸工業団地造成事業特別会計	—

※ 資金不足額がないため「—」を記載

※ 経営健全化基準は20.0%

## I 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

### 1 目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資する。

### 2 早期健全化基準及び財政再生基準等

健全化判断比率	内 容	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	3.75%	5.00%
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率	8.75%	15.00%
③実質公債費比率 (3か年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	25.0%	35.0%
④将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	400.0%	—

資金不足比率	内 容	経営健全化基準
(公営企業ごと)	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率	20.0%

### 3 健全化判断比率等の公表

地方公共団体の長は、毎年度、前年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表

4 財政の早期健全化

2 ①～④の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合

- ・ 財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告 等

5 財政の再生

2 ①～③の健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合

- ・ 財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
- ・ 財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、起債を制限 等

6 公営企業の経営の健全化

公営企業ごとに算出した資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を作成 等

## II 健全化判断比率等の算定

1 実質赤字比率 なし（実質赤字は生じていない）

（単位：億円）

	内 容	2年度決算	3年度決算	増 減
分 子	実質赤字額 ①+②	—	—	—
	①一般会計における実質赤字額	—	—	—
	②一般会計等に係る特別会計における実質赤字額 ・ 母子父子寡婦福祉資金、中小企業高度化資金 など 11 特別会計	—	—	—
分 母	標準財政規模 ( 税込・普通地方交付税など標準的な一般財源の規模。臨時財政対策債発行可能額を含む。)	2,617	2,757	+140

**2 連結実質赤字比率** なし（全会計とも黒字又は資金不足なし）

（単位：億円）

	内 容	2年度決算	3年度決算	増 減
分子	連結実質赤字額 ①+②+③	—	—	—
	①一般会計等における実質赤字額	—	—	—
	②公営企業会計以外の公営事業に係る特別会計における実質赤字額 ・ 駐車場事業、国民健康保険事業	—	—	—
	③公営企業会計における資金不足額 （法適用企業）県立病院事業、流域下水道事業 （法非適用企業）臨海工業地帯造成事業、番の州地区臨海工業用土地造成事業、内陸工業団地造成事業	—	—	—
分母	標準財政規模	2,617	2,757	+140

**3 実質公債費比率（3か年平均）**

9.5%（前年度9.5%）

（単位：億円）

		30年度決算	元年度決算	2年度決算	3年度決算
分子	元利償還金等 ①+②- (③+④)	210	203	216	226
	①元利償還金	602	622	599	601
	②準元利償還金	25	15	18	14
	③特定財源	6	24	4	4
	④基準財政需要額算入額	411	410	397	385
分母	標準財政規模 ⑤-④	2,180	2,176	2,220	2,372
	⑤標準財政規模	2,591	2,586	2,617	2,757
	④基準財政需要額算入額	411	410	397	385
	分子/分母 (%)	9.6	9.3	9.7	9.5

※端数整理の関係から数値が一致しないことがある。

4 将来負担比率 174.5% (前年度197.6%)

(単位：億円)

	内 容	2年度決算	3年度決算	増 減
	将来負担すべき実質的負債 ①－②	4,387	4,141	△246
	①将来負担額	9,740	9,587	△153
	○一般会計等の地方債現在高 ・一般会計分 8,410 ・一般会計等に係る特別会計分 105	8,608	8,515	△93
	○債務負担行為に基づく支出予定額 【債務負担行為として予算に定めている支出額のうち、適債性があるもので、履行が完了し、支出額が確定しているもの】 ・水資源機構が行う事業に係るもの 2 ・その他上記に準ずるもの（坂出警察署留置場整備） 1	4	3	△1
分子	○公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額 【宅地造成事業】 地方債現在高一（未売出土地収入見込額＋売出土地収入見込額等） 【上記以外の事業】 地方債元金残高×元金償還金に対する準元金償還金の割合（3か年平均）  《法適用企業》 ・ 県立病院事業 109 ・ 流域下水道事業 23 《法非適用企業》 ・ 駐車場事業 3 ・ 国民健康保険事業 0 ・ 臨海工業地帯造成事業 23 ・ 番の州地区臨海工業用土地造成事業 0 ・ 内陸工業団地造成事業 0	167	158	△9
	○組合及び地方開発事業団の地方債に充てる一般会計等からの繰入見込額	—	—	—
	○退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額 【一般会計等において退職手当を負担すべき職員が、令和3年度末に自己都合退職したのものとして、支給総額を算定】 ・ 一般職に属する職員 910.9 ・ 特別職に属する職員 0.4	960	911	△49

分子	○設立法人の負債額に対する一般会計等負担見込額 【3セク等の損失補償付債務】0.4 ・(公財)香川県農地機構0.2 ・香川県信用保証協会0.2	1	0	△1
	○連結実質赤字額	—	—	—
	○組合及び地方開発事業団の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	—	—	—
	②充当可能財源等	5,352	5,446	+94
	○充当可能基金 ・県債管理基金283 ・財政調整基金169 ・吉野川総合開発香川用水事業基金50 ・長期投資準備基金40 ・社会福祉基金11 等 ※法律又は政令の規定等により、地方債の償還に充当することができない基金は対象外	422	584	+162
	○充当可能特定歳入見込額 【地方債を財源とする貸付金の償還金等】106 ・中小企業高度化資金貸付金103 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金2 等 【地方債の償還金に充当する公営住宅の賃貸料】32	141	138	△3
○基準財政需要額算入見込額 【基準財政需要額のうち、地方債現在高に係るもの】	4,789	4,724	△65	
分母	標準財政規模 ③－④	2,220	2,372	+152
	③標準財政規模	2,617	2,757	+140
	④当該年度基準財政需要額算入額 【当該年度分の基準財政需要額のうち、元利償還金・準元利償還金に係るもの】	397	385	△12

※端数整理の関係から数値が一致しないことがある。

## 5 公営企業の資金不足比率

分子	資金の不足額 (法適用企業) 流動負債等－流動資産等 (法非適用企業) 歳出額等－歳入額等－土地収入見込額
分母	事業の規模 (法適用企業) 営業収益の額－受託工事収益の額 (法非適用企業) 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額 ※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本及び負債の合計額